

鳥取県公報

昭和二十七年六月十日
外 火曜日

本誌ノ大キサハ國定規格A五割

目次
◇公告 昭和三十七年度二級建築士試験実施について

公告

昭和三十七年度二級建築士試験公告

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十三條の規定による昭和三十七年度二級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和三十七年六月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

第一、受験資格

昭和三十七年八月二十三日までに次の各号の一に該当するもの

- 一、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有するもの。
- 二、学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三百十六号）による中学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して三年以上の実務の経験を有する者。
- 三、知事が前各号に規定するものと同年以上の知識及び技能を有すると認めたる者。
- 四、建築に関して七年以上の実務の経験を有するもの。

なお外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を聴講した者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については二級建築士試験受験資格認定基準(昭和二十六年十月鳥取県告示第四百九十五号)によつて個別に審査され受験資格を認められることがあります。

第二、申込手続

一、申込期日

昭和二十七年六月二十日から同年七月十日まで。(申込書を郵送の場合はこの期間内の消印のあるものに限ります。)

二、申込の方法

(1) 申込関係用紙の請求先

土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所(以下「土木出張所」という)

(郵送で請求する場合は表に「級建築士試験申込用紙請求」と朱書し、所要の郵便切手をはつた宛先明記の返信封筒を必ず同封して下さい。)

(2) 申込種類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して県建築課又は土木出張所に提出して下さい。

イ 実務経歴書

ロ 受験票

ハ 証明書その他の書類

受験資格があることを証明する書類(これらの書類が得られない場合にはこれらに代る書類)又は建築士法第十五條第一号又は第一号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

二 写真(受験票口に添付するもの)

申込前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真(縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの)

(3) 受付

県建築課及び土木出張所で受付たときは受験番号と係員の印を押した受験票を渡します。

第三 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

一 試験の期日及び時間割

第一日 八月二十三日(土曜)

午前 建築計画

午後 建築構造・建築施工

第二日 八月二十四日(日曜)

午前 建築法規

午後 建築設計

備考 昭和二十六年二級建築士試験に三科目、又は四科目に合格点を得て、その科目の試験の免除を受けるものは、残りの科目の試験だけを受けて下さい。

二 試験の場所

鳥取市東町 鳥取西高等学校

三、携行品

(1) 受験票(写真を添付したもの)

(2) 鉛筆、小刀、消ゴム、二〇センチメートル〜三〇センチメートルの物指

(3) 晝食

四、合格の通知及び発表

試験に合格した者には、本人に通知するとともに、県建築課において公告し試験科目のうち三科目又は四科目に合格点を得たものにはその旨本人に通知します。発表の期日は昭和二十七年九月下旬の予定です。

注意 1、申込後住所、勤務先等を変更したときは直ちに県建築課へ連絡して下さい。

2、詳細については、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)同法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号)同法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)を参照の上不明の点は県建築課又は土木出張所に問い合わせして下さい(通信による場合は所要の郵便切手をはつた宛先明記の封筒又は葉書を同封のこと)